

学園の森義務教育学校の部活動に係る活動方針

1 基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、学園生にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、学園生のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適正な部活動の運営を図っていく。

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日の設定

- 科学的な見地に基づき、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進し、最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定する。
- 学期中は、週当たり 3 日以上（平日は少なくとも 2 日、土曜日及び日曜日はいずれか 1 日以上）を休養日とする。また、週末に大会参加等で両日活動した場合は、休養を原則次週の土日に振り替える。
- 総合体育大会・新人体育大会前の活動も、原則平常時同様とする。
- 期末・中間テスト等のテスト 3 日間以上を休養日とする。
- 長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いをする。また、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。原則として、夏季休業中は 8 月 13 日から 16 日までの 6 日間と、冬季休業中は 12 月 29 日から 1 月 4 日までの 7 日間を休養日とする。
- 夏季休業中の活動日は、20 日以内とする。但し、関東大会・全国大会等に出場する場合は、校長の指導の下、適切に行うものとする。
- 1 日の実練習時間は、平日 2 時間以内、休業日は 3 時間以内とする。
- 朝の活動は行わない。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

- 参加する大会等を精査し、総合体育大会・新人体育大会を含め、1 ヶ月当たり 1 大会程度とする。

3 適切な運営のための体制整備

- 顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、学校ホームページに掲載し公表する。
- 本活動方針は、ホームページに掲載し公表する。

- 学園生の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 部活動における学園生の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。気象庁の高温注意情報が発せられた場合及び環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。
- 高温や多湿時において、大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、練習の中止等、柔軟な対応を行う。やむを得ない事情により開催する場合には、参加学園生の体調確認（睡眠や朝食の摂取状況等）及びこまめな水分・塩分の補給や休憩等、学園生の健康管理を徹底する。熱中症の疑いがある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。
- 本運営方針等を踏まえ、保護者との連携を図り、熱中症事故の防止等、学園生の安全確保に万全の対策を講じる。

4 学園生のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- 学園生のニーズを踏まえた部活動の設置を考慮する。
- 令和5年度から7年度までを地域移行の改革推進期間とする国の提言や、令和7年度末を目途に、休日に部活動指導を行う教員がゼロとなることを目指す県の提言を踏まえ、令和7年度末までに土日の部活動を完全に地域移行することを目指す。

5 備考

- 本活動方針は、県運営方針及び市運営方針に則り策定するものである。